

報告第 3 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
るので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和7年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,623,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 府支出金		3,366,011	68,857	3,434,868
	1. 府負担金	2,481,971	68,857	2,550,828
歳 入 合 計		42,554,198	68,857	42,623,055

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		6,386,210	68,857	6,455,067
	4. 選挙費	152,268	68,857	221,125
歳	出	合	計	
		42,554,198	68,857	42,623,055